

（副本部長（くらし安全防災局長））

それではただいまから第 54 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催いたします。まず、はじめに本部長であります黒岩知事からご挨拶をお願いいたします。

（本部長（黒岩知事））

はいお疲れ様です。まん延防止等重点措置の適用から 1 ヶ月半が経過しましたが、新規感染者は依然として高止まっておりまして、病床使用率も 7 割に近い水準で推移するなど、厳しい状況が続いております。

こうした中、一昨日、首都圏 1 都 3 県の知事連名で、まん延防止等重点措置の延長について山際大臣に要請をいたしました。

これを受けて本日、国は、本県を含む首都圏 1 都 3 県に対して、3 月 7 日から 21 日までの間、特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用延長を決定いたしました。

本日は本県としての今後の対応について、しっかりと協議したいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。本日の議題でございますが、まん延防止等重点措置の延長に係る今後の県の対応についてでございます。まず、はじめに、最新のデータを踏まえた本県の感染状況等につきまして、医療本部の方からご説明をお願いいたします。

（副本部長（健康医療局長））

はい。それでは、新型コロナウイルスにかかる現在の状況について資料をご覧いただきたいと思えます。まず、2 ページと書いてあるところの左側のグラフであります。これ新規感染者の推移でありますけれども、この新規感染者ピークを超えたようには見えますがこの減少のペースは非常に緩やか。上がり比べて。しかも、右側のカレンダーをご覧になっていただきますと、今週に入ってからは先週に比べて増えたと、新規感染者が増えたという日が 3 日ございます。本日はこれ自主療養者を含んだ数で 6708 ということで辛うじて先週を下回りましたが、リバウンドの懸念すらあるという状況であります。次のページをご覧ください。病床利用率です。やっぱり医療の逼迫の度合いを見るにはこれが一番です。右側のグラフをご覧になっていただきまして、まず右側のグラフの下の説明のところを見ていただきたいと思えます。

黒い線が重症の病床利用率 38.52、これは比較的低い値であると。ただし、グリーンの真ん中の病床利用率中等症軽症のところは 70.63 ということで、70%を超えております。結果として全体としては、病床利用率全体が 67.16 ということで、高いところで高止まっているという状況であります。

次のページです。やっぱり大きな要因になっているのは、このクラスターです。クラスターの中でも特に折れ線グラフの中の紫色のもの、未終結の施設福祉介護施設、ここのところが、非常に数が、第 5 波に比べても多くなっています。やはりこういったところで高齢の方がかかってくると、なかなかちよっ

と終わりが見えないなど、こういうような客観的な状況になっております。簡単ですが以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。ただいま現状についてご説明ありましたけれども、これに関しまして何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは続けさせていただきます。本日、国の方で基本的対処方針の分科会が開催され、現在持ち回りという形で、政府の対策本部会議が開かれております。

資料にございます通り、国の分科会資料では、60 ページにわたる基本的対象方針、これが諮問をされたわけでございますけれども、このうち、本県に関わりある部分を、2 ページにわたりまして抜粋をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。事実でございますけれども、令和 4 年 3 月 4 日、つまり本日、神奈川県において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を、同月 21 日まで延長し、公示を行ったということでございます。

裏面をご覧ください。

今回の対象方針におきましては、ほとんど変更は時点修正が中心でございますが、まん延防止等重点措置を終了する都道府県においても、地域の実情を踏まえ、法 24 条 9 項に基づく措置、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策等を引き続き実施するということが書かれました。

これは、現時点では、本日、解除された、まん延防止等重点措置を解除された都道府県向けですが、いずれ本県が解除にあっても、こういった点に留意する必要があるということをご記憶いただきたいと存じます。その他はまん延防止等重点措置に関わる内容は変更が一切ございません。

従いまして 3 月 7 日から再延長に係る 15 日間の本県の対応ですが、パワーポイントの資料をご覧くださいと存じます。

期間は、1 ページ、3 月 7 日から 21 日まで、国の公示通りの 15 日間でございますが、2 週間という期間、さらには、国の対処方針の措置内容に変更がなかったということもございますので、まん延防止等重点措置の内容、2 ページ以降に書いてある内容は、前回の内容と変わってございません。

同様の内容で、3 月 21 日までを、県民、事業者の皆様をお願いをしていく内容が記載をされております。中身につきましては、前回と同様ですので、省略をさせていただきます。

これに伴いまして、飲食店の皆様には引き続き、時短要請にご協力いただくということになりますので、協力金という話が出て参ります。協力金につきまして別途 1 枚、整理をさせていただきましたので産業労働局の方からよろしく申し上げます。

(産業労働局長)

今回の延長期間に係る協力金は、第 18 弾でございます。

協力金のスキームにつきましては、3 月 6 日までの第 17 弾と全く同様でございます。

マスク飲食実施店認証店は、要請 A または要請 B を選択していただけます。また、非認証店につきましては、要請 C にご協力いただきたいと存じます。

協力金の算定方法につきましては、17 弾と全く同様でございます。

資料、下から 2 段目でございます。先行交付につきましては、今回は実施いたしません。

協力金の所要額は約 240 億円と考えております。また資料にはございませんが、この第 18 段の申請受け付けにつきましては、3 月 21 日の要請期間終了後、できるだけ早く開始したいと存じます。また、現在の要請、3 月 6 日までの 17 弾の申請受付につきましては、要請期間が終了します 3 月 6 日の翌日 3

月 7 日の月曜日から申請受付を開始いたしますので、時短等に協力いただいた飲食店の皆様の申請をお待ちしております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございました。今回は国の方の措置内容が変更がなかったということ、本県においても、2 週間、これまでと同様の対応したいということで説明は以上でございます。

何かご意見ご質問等がありましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは本部長にお諮りいたします。3 月 7 日から 21 日までの本県の対応につきましては、3 月 6 日までの同様の措置ということで 2 週間、対応していくということでよろしいでしょうか。

(本部長 (黒岩知事))

はい了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。ありがとうございました。それでは、3 月 21 日までの間、記載の内容でご確認を本部長にいただきましたので、各関係団体には、くらし安全防災局の方で、所定のフォーマットを用意しておりますので、速やかにご連絡をいただきたいと存じます。

本日議題はこの程度でございますが、延長に伴いまして、知事から、県民の皆様、事業者の皆様メッセージを発出いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

(本部長 (黒岩知事))

それでは知事メッセージを発出いたします。

本県にまん延防止等重点措置が適用されて、1 ヶ月半が経過しましたが、新規感染者は依然として高まっています。

医療の逼迫度合いを図る、病床使用率も約 70%と医療現場では大変厳しい状況が続いています。

そのため本日、国は、本県における、まん延防止等重点措置を 3 月 21 日まで延長いたしました。

県民、事業者の皆さんには引き続きご負担をおかけし大変心苦しいでありますけれども、何としましても、この期間で重点措置が解除できるよう、次の事項について、ご協力をお願いいたします。

ウイルスは身近にあります。オミクロン株に打ち勝つためには、一人一人の徹底用心が、最大の武器になります。

生活のあらゆる場面で、基本的な感染防止策を徹底し、徹底用心してください。

特に高齢者や基礎疾患のある方がいらっしゃるご家庭では、家の中でもマスクを着用するなど、うつさない対策を心がけてください。

飲食の場は感染リスクが高まります。外食はマスク飲食実施店の認証店を利用し、マスク飲食を徹底してください。

飲食店では引き続き、営業時間の短縮や 1 テーブル当たりの人数制限等にご協力をお願いいたします。

県は、救える命を救うために、コロナ対応病床を災害特別フェーズに引き上げ、医療機関とともに最大級の対応を図っています。

この難局を乗り切る鍵は、重症化リスクを軽減する 3 回目のワクチン接種です。

県は市町村と連携して、接種体制の充実に取り組んでいますので、ワクチンに関する正しい情報を確認した上で、早めの接種をお願いいたします。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございました。それではこれもちまして、本日の本部会議終了させていただきます。

ありがとうございました。